

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から48年12月まで

昭和45年5月*日に婚姻届を提出するために夫婦で市役所へ出向いた際に、それまで加入していなかった私の国民年金の加入手続を行い、その場で未納保険料を計算してもらい一括して納付した。その後は、妻が夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していたはずなのに、私の分のみが未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月1日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、同手帳記号番号が払い出された同年4月1日からおおむね1年後の51年3月30日に、その時点で納付可能である49年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿により確認でき、当該過年度納付時点において、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、「昭和45年5月*日に婚姻届を提出するため夫婦で市役所へ出向いた際に、それまで加入していなかった私の国民年金の加入手続を行い、その場で未納保険料を計算してもらい一括して納付した。」とする申立人の主張のとおり、仮に昭和45年5月*日に国民年金の加入手続を行ったとすると、43年4月から45年3月までの期間は、過年度保険料となるが、申立人が居住する市は、「申立期間当時、窓口では過年度保険料の取扱いを行っていなかった。」と回答しており、当該市役所窓口において保険料を納付すること

ができなかったものと考えられ、申立人の主張には不自然な点がみられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和 49 年度の国民年金保険料の印紙検認年月日は、全て 50 年 4 月 1 日となっており、12 か月の保険料を一括納付した状況がうかがわれる上、50 年度及び 51 年度の保険料は、3 か月（基準月）ごとに印紙検認されており、その検認年月日は、申立人の妻の国民年金手帳における保険料の印紙検認年月日と一致していることから、申立人は、国民年金の加入手続の時期並びに一括納付したとする保険料の納付期間及び納付時期を誤認している可能性がうかがわれる。

加えて、申立期間は 75 か月と長期間である上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
20 歳の頃、市役所へ出向き国民年金の加入手続を行い、それ以来、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付したはずである。
昭和 45 年 5 月*日に婚姻届を提出するために夫と市役所へ行った際に、国民年金の担当窓口へ行き、改姓の手続と併せて夫の国民年金の加入手続を行い、その後は、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間当時は免除制度を知らず、免除手続を行った覚えも無いにもかかわらず、申立期間のみが申請免除とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、「夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張しているところ、申立人の夫は、当該期間の国民年金保険料が未納である上、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 4 月 1 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当該期間において、夫婦二人の保険料を一緒に納付することはできない。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、保険料免除欄の法免申免の別欄には「申」、始期欄には「45. 4」、終期欄には「46. 3」、期間欄には「1 年分」と記載されている上、保険料納付記録欄の申立期間に係る各月欄には「申免」の印が押されており、申立人は申立期間について、国民年金保険料の申請免除が承認されていたことが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が、私が記憶している給与総支給額よりも低くなっていることが分かった。

しかし、実際の給与総支給額は、標準報酬月額よりも高かった記憶があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の申立人に係る平成 14 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間のうち、平成 14 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、同源泉徴収票の支払金額から算出した平均給与総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額となっていることが確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額、健康保険料額及び同源泉徴収票の支払金額から算出した平均給与総支給額に基づく雇用保険料額の合計額とおおむね一致している。

また、A社に係る厚生年金保険の加入期間が申立人と一致する同僚の標準報酬月額は、申立期間当時、申立人と同額であることがオンライン記録により確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額である事情は見当たらない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申

立期間当時の事業主も連絡先が不明であることから、申立期間当時の申立人に係る給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月17日から35年1月6日まで
② 昭和36年1月16日から同年5月22日まで
③ 昭和38年2月25日から42年1月10日まで

申立期間①は、甲板員として砂利運搬船のA丸に、船長及び船主の弟と一緒に乗船し、海岸埋立工事のために砂利を運んでいた。

申立期間②は、機関長としてB丸に、船長と二人で乗船し、製紙会社へ木材チップを運んでいた。

申立期間③は、機関長として砂利運搬船のC丸に乗船していたが、病気で下船し、入院したことを覚えている。

申立期間について、船員手帳の記録どおりに訂正し、船員保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、船舶所有者D氏のA丸に甲板員として乗船していたことが、申立人から提出された船員手帳により確認できる。

しかしながら、申立人の船員手帳には、A丸の総トン数が73.91トンと記載されているが、船舶所有者D氏のA丸に係る船員保険被保険者名簿には199.18トンと記載されており、船舶の総トン数が相違していることが確認でき、申立人の船員手帳に記載されているA丸は、当該船舶所有者の適用船舶とは別の船舶であったとみられる上、同被保険者名簿により、当該船舶所有者は、昭和40年11月6日に船員保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、それ以前の申立期間①当時、船員保険に加入していなかったものと推認できる。

また、船舶所有者D氏は、連絡先不明であり、一緒に乗船していたとする船長及び船主の弟の氏名も特定することができないことから、申立期間

- ①当時の申立人に係る船員保険料の控除について確認することができない。
- 2 申立期間②について、申立人は、船舶所有者E氏のB丸に乗船していたと主張しているところ、申立人から提出された船員手帳により、船舶所有者F氏のB丸に機関長として乗船していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、船舶所有者F氏は、船員保険の適用事業所として確認することができない上、一緒に乗船していたとする船長も申立期間②に係る船員保険の加入記録が無い。

また、申立人がB丸の船舶所有者として記憶するE氏は、オンライン記録により、申立期間②後の昭和37年7月1日に船員保険の適用事業所に該当していることが確認できるところ、当該船舶所有者の適用船舶はB丸ではなく、G丸であることが確認でき、同船舶に係る申立期間②当時の船員保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名は見当たらず、船員保険被保険者番号に欠番も無い。

さらに、船舶所有者F氏及びE氏は、それぞれ連絡先不明及び死亡している上、一緒に乗船していたとする船長も既に死亡していることから、申立期間②当時の申立人に係る船員保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人が、船舶所有者H氏のC丸に機関長として乗船していたことが、申立人から提出された船員手帳により確認できる。

しかしながら、船舶所有者H氏のC丸に係る船員保険被保険者名簿により、当該船舶所有者は、昭和42年7月1日に船員保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、それ以前の申立期間③当時、船員保険に加入していなかったものと推認できる上、一緒に乗船していたと記憶する同僚二人も申立期間③に係る船員保険の加入記録が無い。

また、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）においても、船舶所有者H氏に係る船員保険被保険者期間は、昭和42年7月3日から48年2月10日までとなっており、当該期間以外に加入記録が無い。

さらに、船舶所有者H氏は、「火災により全ての資料を焼失した。」と証言していることから、申立期間③当時の申立人に係る船員保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間③当時、国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除及び追納の記録があることが、オンライン記録及び特殊台帳により確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 28 日から 37 年 5 月 13 日まで

A社に勤務していた期間について、日本年金機構から、脱退手当金の支給記録があるという確認はがきが届いた。

A社は、転職のために退職したが、その際に脱退手当金の受給を行った記憶、及び受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録があることに納得できない。

申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 50 人以内に記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 37 年 5 月 13 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（2 年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす 26 人（当該資格喪失日から 1 年以内に資格取得している 7 人を除く。）について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある 23 人のうち、22 人は、被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、被保険者の委任に基づき事業主が代理請求を行っていた可能性が考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 12 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 31 日から 32 年 3 月 21 日まで
年金の請求手続を農協の職員にしてもらい、その時の書類にA社に勤務していた期間が無かったので、おかしいと思ったが、そのまま放置していた。

今回、脱退手当金についての確認はがきが届いたので、これを機会に申立てを行うことにした。

申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記載がある上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和32年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ、年金を受給できなかったことを踏まえると、申立期間に係る事業所を退職後、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 21 日から 39 年 9 月 21 日まで
時期は定かではないが、60 歳の頃（平成 9 年頃）に社会保険事務所（当時）へ年金相談に出向いた際に、担当者から高齢被保険者資格記録照会回答票を渡され、A 事業所に係る厚生年金保険の加入期間があると説明を受けたにもかかわらず、65 歳の頃（平成 14 年頃）に再度社会保険事務所へ年金相談に出向いた際には、担当者から当該期間は脱退手当金を受給していると言われた。

脱退手当金をもらった覚えは無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 39 年 9 月 21 日）から約 3 か月後の昭和 39 年 12 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が所持する高齢被保険者資格記録照会回答票は、少なくとも社会保険オンラインシステムが完成した平成元年 2 月より前に、社会保険事務所が年金相談業務に対応するために同事務所において印字できた帳票であり、「時期は定かではないが、60 歳の頃（平成 9 年頃）に社会保険事務所へ年金相談に出向いた際に、担当者から高齢被保険者資格記録照会回答票を渡された。」とする申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人が所持する高齢被保険者資格記録照会回答票の右上には、一時金支給記録が存在することを示す「一 02 給 00 参 00」の表示が確認でき

る上、当該回答票の申立期間の記録が印字されている右側余白には、「脱手支給」と記載されたメモ書きが確認できることから、申立人は、平成元年2月より前に社会保険事務所へ年金相談に出向いた際に、同事務所の職員から、申立期間に係る脱退手当金の受給について説明を受けていた可能性がうかがわれる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで
② 昭和 59 年 9 月 28 日から 60 年 3 月 21 日まで

昭和 57 年 7 月から 60 年 3 月まで、A病院（現在は、B病院）に勤務していたが、申立期間①については、仕事の内容、勤務時間、雇用形態等に変わりが無かったにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無く、59 年 8 月 1 日に同保険に再加入した記録となっている。

また、申立期間②については、平成 10 年に介護専門員の資格を取得するために、A病院から交付された「実務経験証明書」のとおり、退職日は昭和 60 年 3 月 21 日で間違いなく、当該期間についても、勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を含む昭和 57 年 7 月から 60 年 3 月まで継続してA病院に勤務していたことを証明する同病院から提出してもらったとする「実務経験証明書」を提出し、申し立てており、当該証明書には、同病院に勤務していた期間として、「昭和 57 年 1 月 18 日から昭和 60 年 3 月 20 日まで（3 年 2 月、920 日間）」と記載されているところ、当該期間のうち、57 年 1 月 21 日から同年 3 月 30 日までの期間は、別の病院で厚生年金保険に加入していることがオンライン記録により確認できること、及びB病院は、「実務経験証明書に押印されている病院印、理事長印は当時のもので間違いはないが、当該証明書については、記載した事務員について確認できない上、資料が無いにもかかわらず、何を根拠として勤務期間等を証明されたのか分

からない。」と回答していることから、当該証明書の信^{びょう}憑性を確認することができない。

また、A病院の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①及び②前後の昭和57年7月24日から58年11月1日までの期間及び59年8月1日から同年9月28日までの期間について、申立人は同一の被保険者番号で厚生年金保険に加入していることが確認でき、それぞれの期間の記録は、雇用保険の加入記録とおおむね一致する上、当該期間当時の同病院の社会保険事務担当者は、「申立人については記憶が無いが、職員（看護師）は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険はセットで加入させていた。パート職員（看護師）は保険には加入させていなかった。看護師は、収入により職員からパートに切り替えたり、勤務をせずに収入の調整を行う者がいた。」と証言している。

さらに、B病院は、申立期間①及び②当時の資料は保存していない旨回答している上、申立人が勤務していたことを記憶している当該期間当時のA病院の職員から聴取しても、申立人の勤務形態、厚生年金保険料の控除等について証言を得ることができず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 1 日から 33 年 11 月 14 日まで
② 昭和 33 年 11 月 14 日から 35 年 11 月 2 日まで

初めて年金の請求手続に行った際、申立期間①及び②について、脱退手当金が支給されているため、年金の計算期間に含まれないと言われ、納得がいかないまま現在に至っている。今回、日本年金機構から脱退手当金に関する照会があったので、申し立てた。私は、脱退手当金について、自分で手続を行った記憶も無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 103 人以内に記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 35 年 11 月 2 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（2 年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす 13 人（当該資格喪失日から 1 年以内に資格取得している 9 人を除く。）について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある 11 人全員について、被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、年金事務所には申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 2 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処

理に不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月23日から31年10月25日まで
② 昭和31年10月25日から36年4月26日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を支給した記録になっているという回答を得たが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、脱退手当金の支給年月日、支給金額等が記載されており、それらの記載はオンライン記録と一致している上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和36年8月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
A社に勤務した期間について、脱退手当金を支給した記録になっているという確認はがきが届いたが、脱退手当金を受領した記憶は無いので、申立期間について厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 61 人以内に記載されている女性従業員の中で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 40 年 8 月 1 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（2 年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす女性従業員 5 人について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 人について脱退手当金の支給記録があり、3 人全員が、被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録により脱退手当金の支給が確認できる上記 3 人（申立人を含む。）のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、「脱手支給済」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 11 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。